

三十九

濟



慶應義塾大學ヲ大學令ニ依リ
設立スルノ件

右謹テ裁可ヲ仰ク

大正九年一月三十日

内閣總理大臣原敬

約
長
月

文甲二

大正九年一月二十日

内閣書記官

内閣總理大臣

内閣書記官長

別紙文部大臣上奏慶應義塾大學ヲ
大學令ニ依リ設立スルノ件ハ相當ノ
儀ト被認ニ付上裁ヲ經テ左ノ通指
令相成然ルヘシ

指令案

慶應義塾大學ヲ大學令ニ依リ設

付
局

立スル件上奏ノ通裁可ヲ經タリ

大正九年二月

参照

大學令

第八條 公立及私立ノ大學ノ設立廢止ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ學部ノ設置廢止亦同シ
前項ノ認可ハ文部大臣ニ於テ勅裁ヲ請フヘシ

文 部 省

東專ニニ七號

財團法人慶應義塾ニ於テ大學令ニ依リ
慶應義塾大學ヲ設立スルノ件申請有之
審査スル處規模設備大學トシテ適當ナ
リト認ム依テ之ヲ認可セントス茲ニ謹テ
宸裁ヲ仰ク

大正九年一月二十三日

文部大臣 中橋 徳五郎



このコマには文字の不
鮮明な部分がありますか
ら下記の原本をみて下さい

請求番号

2A-11(類)/365

文 部 省

東事三七號

別紙慶應義塾大學ヲ大學令ニ
依リ設立スルノ件上奏書進達ス

大正九年一月二十三日

文部大臣 中橋徳五郎



内閣總理大臣 原敬 殿

文甲二

57

58